

財団法人群馬県建設技術センター寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を前橋市大渡町一丁目10番地の7に置く。

(目 的)

第3条 センターは、建設技術者の資質向上及び建設資材の適正な品質の確保を図り、建設事業に関する施策に協力するとともに、建築物の安全性の確保及び住宅の質の向上に資するための諸事業を推進し、もって公共事業の円滑な執行並びに建設事業の振興、発展及び安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県及び市町村職員等の建設事業に関する技術及び事務の研修
- (2) 建設事業に関する技術の調査、研究及び普及
- (3) 県及び市町村に対する災害等緊急時における技術協力
- (4) 建設事業に関する工事用材料試験
- (5) 建設事業に関する設計積算（住宅に係るものを除く。）及び施工管理の受託
- (6) 建築物等の防災に関する指導、啓発、調査及び研究
- (7) 財団法人住宅保証機構に係る審査等の業務の受託
- (8) 登録住宅性能評価機関としての住宅性能評価業務
- (9) 指定確認検査機関としての建築確認検査業務
- (10) 独立行政法人住宅金融支援機構に係る審査等の業務の受託
- (11) キャルス・イーシー（生産、調達、運用支援統合情報システム・電子商取引）の普及及び運用に関する業務
- (12) 地質調査システムの開発
- (13) 道路維持管理システムの開発
- (14) 土木遺産に関する収集及び保存
- (15) 建設情報の収集、展示及び公開
- (16) 建設相談事業
- (17) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ群馬県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 センターの事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び収支決算)

第12条 センターの事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後60日以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第13条 年度末に剰余金が生じたときは、理事会の議決によりその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すことができる。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第14条 センターに次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 理事長 | 1人 |
| 副理事長 | 1人 |

常務理事 1人

理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。）7人以上10人以内

監事 2人

（選任）

第15条 理事長及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第16条 理事長は、センターを代表し、業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して日常業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）財産及び会計を監査すること。

（2）理事の業務執行状況を監査すること。

（3）財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は群馬県知事に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

（任期）

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として、又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の役員任期期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

（役員解任）

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により解任することができる。

（1）役員としてふさわしくない行為があったとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（事務局）

第20条 センターの事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

(顧問)

第20条の2 センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問に関し、必要な事項は、理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関し、重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 前条第2号の場合には、理事長は、請求の日から起算して15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的、審議事項、日時及び場所を開催の日前7日までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 理事会の議決は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事長は、緊急の必要がある場合、又は軽易な事項については書面により賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

- (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第30条 センターに、評議員7人以上10人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 - 3 評議員には、第17条から第19条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
 - 4 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、及び助言する。
 - 5 評議員会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのものは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

- 第32条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、群馬県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第33条 センターは、次の各号の規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、群馬県知事の認可を得て解散することができる。
- (1) 邦人の目的である事業の成功又はその成功の不能
 - (2) 破産手続き開始の決定
 - (3) 設立の許可の取消し
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、群馬県知事の認可を得て、群馬県又はセンターと類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

- 第34条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

- 1 センターの設立当初の役員は、第15条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。
- 2 センターの設立初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。
- 3 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算書のとおりとする。

附 則

この寄付行為は、知事認可の日（昭和62年4月1日）から施行する。

附 則

この寄付行為は、知事認可の日（昭和63年3月25日）から施行する。

附 則

この寄付行為は、知事認可の日（平成4年3月17日）から施行する。

附 則

この寄付行為は、知事認可の日（平成5年3月26日）から施行する。

附 則

この寄付行為は、知事認可の日（平成6年3月22日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この寄付行為は、知事認可の日（平成9年4月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条 この寄付行為の施行の日の前日において、現に理事長の職にある者は、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、理事長とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この寄付行為は、知事認可の日（平成10年4月28日）から施行する。

（経過措置）

第2条 この寄付行為の施行の日の前日において、現に理事の職にある者は、改正後の第14条及び第15条第1項の規定にかかわらず、理事とする。

第3条 この寄付行為の施行の日の前日において、現に理事長の職にある者は、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、理事長とする。

第4条 この寄付行為の施行の日の前日において、現に副理事長の職にある者は、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、副理事長とする。

第5条 この寄付行為の施行の日の前日において、現に常務理事の職にある者は、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、常務理事とする。

第6条 この寄付行為の施行の日の前日において、現に監事の職にある者は、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、監事とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この寄付行為は、知事の認可の日（平成11年5月6日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この寄付行為は、知事の認可の日（平成12年6月26日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この寄付行為は、知事の認可の日（平成13年4月24日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この寄付行為は、知事の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この寄付行為は、知事の認可の日（平成18年3月1日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この寄付行為は、知事の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。

財団法人群馬県建設技術センター寄附行為経緯

- 昭和61年 5月31日 設立許可
- 昭和62年 4月 1日 一部改正
（「第20条の2」を追加…顧問の規定を新設）
- 昭和63年 3月25日 一部改正
（「第14条、第15条第3項」の改正、「第16条」に1項追加、「第17条第1項ただし書き」の改正…副理事長の新設、理事総数上限1名増）
- 平成 5年 3月26日 一部改正
（「第3条」の改正、「第4条」に1項追加、「第14条」の改正…建築防災事業の新設、理事総数上限4名増）
- 平成 6年 3月22日 一部改正
（「第4条」に1項追加の改正…土木遺産収集保存事業の新設）
- 平成 9年 4月 1日 一部改正
（「第15条第2項」の改正…理事長の選任方法の変更）
- 平成10年 4月28日 一部改正
（「第14条、第15条」の改正、「第30条～第32条」を「第32条～第34条」に繰下げ、「第30条～第31条」を追加、理事総数の変更、評議員及び評議員会の設置に伴う変更）

- 平成11年 5月 6日 一部改正
（「第4条」に1項追加の改正・・・建設相談事業の新設）
- 平成12年 6月26日 一部改正
（「第4条」に2項追加の改正・・・財団法人住宅保証機構に係る審査等の業務の受託の追加及び住宅性能評価業務の新設）
- 平成13年 4月24日 一部改正
（「第4条」に2項追加の改正・・・指定確認検査機関としての建築確認検査業務及び住宅金融公庫の工事審査の受託の新設）
- 平成17年 4月 1日 一部改正
（「第3条」の改正、「第4条」の第10号削除、第11号～第13号を第14号～第16号に繰下げ、第10号～第13号を追加・・・適合証明業務の追加、キャルス・イーシーに関する業務、地質調査委システムの開発及び道路維持管理システムの開発の新設）
- 平成18年 3月 1日 一部改正
（「第4条第5号、第8号」の改正・・・住宅の品質確保の促進等に関する法律改正に伴い、設計積算対象の限定、登録住宅性能評価機関に変更）
- 平成20年12月 1日 一部改正
（「第4条第10号、第8条第2項」の改正・・・訂正漏れによる文言整理による変更、「第16条第5項、第33条第1項」の改正・・・公益法人制度改革に伴う民法の規定削除による変更）